平成２５年（フ）第１４４号
滋賀県近江八幡市末広町200番地60
債務者　清田　千秋
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３４４号
京都府宇治市五ケ庄二番割50番地
債務者　髙矢　民子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７０７号
広島県山県郡北広島町有田3157番地４
債務者　小田　直孜
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７１号
広島県廿日市市宮内347番地　610
債務者　北原　絵美（旧姓浦中）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７３号
熊本市北区龍田８丁目20番38号　ルネス・ワイアール205号
債務者　江良　俊治
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２２号
熊本県上益城郡益城町大字平田2328番地６、前住所熊本市東区昭和町１番１号　むさしビル401号室
債務者　髙村貴美代（旧姓井島）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市平良字西里1086番地２
債務者　宮國知加子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第２０１４号
横浜市青葉区新石川１丁目16番地７　シダークレストあざみ野Ｂ―107
債務者　篠原夕希江
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１０２号
横浜市青葉区田奈町４番地１　パストラル田奈402
債務者　佐藤　千磨
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３７号
横浜市保土ケ谷区東川島町23番地11　ＦＬＡＴ101号
債務者　中村　麻里
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２３号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目45番地35　201
債務者　山谷　昌司
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９―３号棟308号
債務者　山岸しづ子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
長崎県平戸市岩の上町334番地　市営大膳原住宅Ａ棟303号、従前の住所愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―412号室
債務者　吉村　武弘
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第２１５３号
神奈川県藤沢市善行６丁目17番22号
債務者　柏木　由香
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２５号
栃木県宇都宮市中央２丁目９番10号　塚田マンション303
債務者　羽石　睦美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６６７号
大阪府吹田市垂水町３丁目８番28―605号
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部